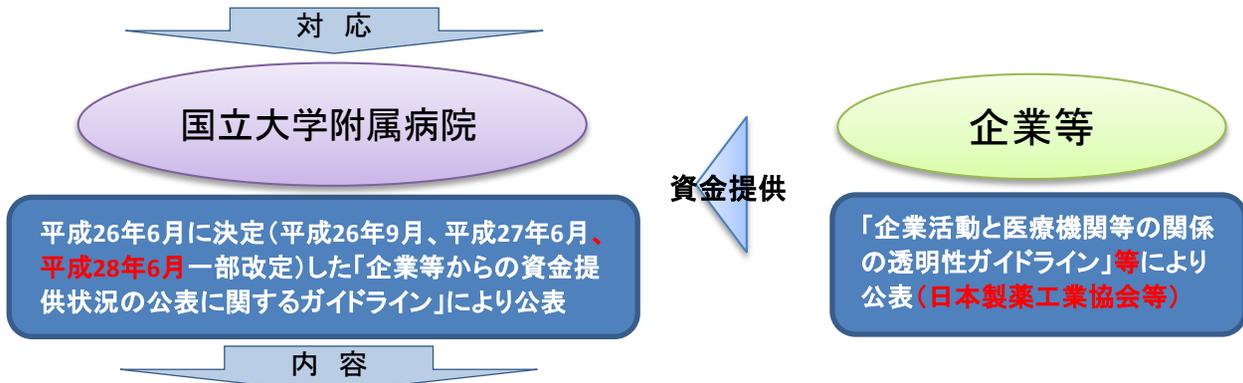


企業等からの資金提供状況の公表に関するガイドライン概要【改定版】(案)

ガイドライン策定の目的

- ◆企業・団体・個人(以下「企業等」という。)からの資金提供状況に係る透明性の確保と高い倫理性の担保
- ◆適正な産学官連携活動の推進及び利益相反問題の解決に向けて意欲的に取り組む
- ◆国立大学附属病院と企業等との資金提供状況を広く社会に公表



ガイドラインの対象

- 国立大学附属病院で活動している全職員
- 資金提供した全ての企業・団体・個人

公表内容及び資金受入状況等の把握方法

- **受託研究・共同研究・受託事業等**
【公表内容】「臨床」と「臨床以外」を区分し、それぞれの総件数及び総額
内訳として、「臨床」については資金提供した企業等ごとに企業等名、合計件数及び合計金額を、「臨床以外」については企業等名を表示
ただし、企業等名の公表は、日本製薬工業協会の会員企業のみ
【把握方法】財務諸表のデータを活用(企業等ごとの内訳については契約書による)
- **奨学寄附金・現物寄附**
【公表内容】診療科単位でそれぞれの総件数及び総額
内訳として資金提供した企業等(個人を除く)ごとに企業等名、合計件数及び合計金額を表示
ただし、企業等名の公表は、公表することに同意した企業等のみ
【把握方法】財務諸表のデータを活用(企業等ごとの内訳については寄附の申込書による)
- **講師謝金・原稿執筆料・監修料、コンサルティング等業務委託費**
【公表内容】診療科単位でそれぞれの総件数及び総額
内訳として資金提供した企業等ごとに企業等名、合計件数及び合計金額を表示
ただし、企業等名の公表は、公表することに同意した企業等のみ
【把握方法】兼業の届出、贈与等報告、その他各附属病院において適切な把握方法を設定
- **その他(接遇等費用)**
【公表内容】総額
【把握方法】贈与等報告、その他各附属病院において適切な把握方法を設定

公表期間・公表時期

- 当該年度分を当該事業年度の財務諸表を文部科学大臣に提出した後(7月)に公表
- ※ ガイドライン一部改定(平成28年6月)の適用は、平成28年度分の公表(平成29年7月)からとする

国立大学附属病院がガイドライン及び関係する各種指針等を積極的かつ有効に活用

- 附属病院と企業等との透明性の向上
- 医学研究の質と研究開発の成果の促進
- 国民及び社会の更なる理解・信頼を獲得